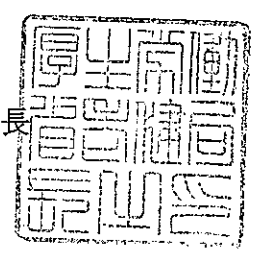


老発0316第3号  
平成24年3月16日

各都道府県知事殿

厚生労働省老健局長



「認知症介護実践者等養成事業の実施について」の一部改正について

今般、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号）の一部を別添のとおり改正し、平成24年4月1日から適用することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取り扱いあたっては遺漏なきよう期されたい。